## 鳥取県告示第441号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成21年8月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日平成21年6月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名乾 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市瓦町601
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関す る適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び 教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項 会員